

就業体験（インターンシップ）受入事業所開拓業務 委託業者募集要領

この要領は、令和4年度就業体験（インターンシップ）受入事業所開拓業務の委託に関する企画提案及び契約の締結において、留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

なお、本事業は令和4年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

1. 委託業務名

就業体験（インターンシップ）受入事業所開拓業務

2. 委託期間

委託契約の日～令和5年3月22日

3. 目的

高校生に豊かな人間性や社会性、望ましい勤労観、職業観の育成を図り、自らの進路を主体的に選択・決定し自己実現ができることを目指して、全日制高校生が就業体験、県立中学生が職場体験を行う。

本事業では、就業体験受入事業所の開拓、関係機関との連絡調整等、就業体験・職場体験のコーディネートを行い、各県立高等学校及び県立中学校において就業体験等が円滑に実施できるよう支援する。

4. 委託業務の内容

- (1) 就業体験受入事業所の開拓（県立高校・県立中学校生徒約6,500名）
- (2) 関係機関（受入事業所、学校、教育庁等）との連絡調整
- (3) 就業体験に関する情報、資料等の収集、整理及び提供に関すること
- (4) 就業体験担当者連絡協議会の開催（年2回）
- (5) 年度末に実績報告書の提出
- (6) 事前学習・事後学習に関する情報、資料等の収集、整理及び提供に関すること
- (7) 独自開拓校の支援
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中止の際の代替研修の実施

5. 予算額

委託料金 8,742千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※ 消費税及び地方消費税の税率は10%とする。

※ 契約期間途中で消費税等の率が改正された場合は甲乙協議のうえ、改正後の税率により改定するものとする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書（別添1）の内容に係る予算規模を示したものである。提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

6. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 県内において、3年以内に類似事業の実施、または就職説明会開催等の高校生の就職活動支援に係る事業を実施したことがあること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所若しくは事業所を有する団体等であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定「普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。」に該当しないものであること。

7. 説明会の開催

申請予定団体に対して、下記のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日時：令和4年3月7日（月）14:30～15:30
- (2) 開催場所：県庁13階 第2会議室（場所変更可能性有り）
- (3) 参加申込
参加を希望する場合は、令和4年3月4日（金）午後4時までに参加申込書をFAXもしくはメール、または持参で県教育庁県立学校教育課まで提出すること。

8. 企画提案書等の提出

参加する団体等は、次のとおり企画提案書等を事前に県教育庁県立学校教育課まで提出すること。

- ①提出書類：参加申請書（様式1）・・・1部
企画提案書（様式2）・・・7部、経費見積書（様式3）・・・7部
会社概要、業務実績及び実施体制表、誓約書・・・各1部
コンソーシアムを組む場合はコンソーシアム協定書・・・1部

※企画書の体裁

原則としてA4版、左綴りとする。ただし、グラフ、表などは必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいよう適宜工夫してもよい。

- ②提出期限：令和4年3月15日（火）午後5時必着

9. 第一次審査（書類審査）

応募者が4者以上の場合は、県立学校教育課において書類審査を行い選定する。

- (1) 結果通知日：令和4年3月18日（金）
選定された業者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。

10. 第二次審査（プレゼンテーション）

審査会実施要綱に基づき、提案書の内容や経費等を審査会において審査し、最も優れた提案者を決定する。

なお、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。

- (1) 開催日時：令和4年3月25日（金）13:30～
- (2) 開催場所：県庁13階 第2会議室（場所変更可能性有り）

11. 契約に関する事項

- (1) 契約締結の手続き

ア 県は企画審査の評価の結果、優先交渉権者と県との間で、本業務の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該優先交渉権者から見積書を徴し、沖縄県財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わす。

ただし、優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 県は契約の相手方が提出した企画提案書をもとに業務仕様書を作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で作成する場合がある。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第3項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11. その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画書等については返却しない。

(3) 上記4において列挙した事項以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画提案書において提案すること。

(4) 委託選定に関する審査内容及び経過等については公表しないものとする。

(5) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。

(6) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。

(7) 本仕様書に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

12. 問い合わせ先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (13階)

沖縄県教育庁県立学校教育課 産業教育班 担当：伊波 貴文

電話：098-866-2715 F A X：098-866-2718

E-mail：ihatakaf@pref.okinawa.lg.jp